

第40号議案

体育大会等出場旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

体育大会等出場旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成25年6月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野 和雄

提案理由

補助金の交付申請及び請求の手続きを改定するため、本案を提出します。

体育大会等出場旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

体育大会等出場旅費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第5条中「(2) 事業計画書」を「(2) 実績報告書」に改め、「(4) 歳入歳出決算書」を追加する。

第6条中「前条の規定により」を追加する。

第7条中「(完了報告) 学校長は、大会が完了したときは、速やかに次の書類を一宮市教育委員会を経て一宮市長に提出しなければならない。(1) 完了報告書 (2) 歳入歳出決算書 (3) 請求書」を「(交付) 一宮市長は、補助事業の実績が補助金の交付の決定の目的に適合しているか否かを審査し、適合すると認めるときは補助金を支払うものとする。2 学校長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を一宮市教育委員会を経て一宮市長に提出しなければならない。」に改める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

体育大会等出場旅費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(交付申請)</p> <p>第5条 補助金を申請する学校長は、次の書類を一宮市教育委員会を経て一宮市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助金等交付申請書 (2) 事業計画書 (3) 参加生徒旅費明細書</p> <p>(交付決定)</p> <p>第6条 一宮市長は、補助金交付申請書を受理したとき、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。</p> <p>(完了報告)</p> <p>第7条 学校長は、大会が完了したときは、速やかに次の書類を一宮市教育委員会を経て一宮市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 完了報告書 (2) 歳入歳出決算書 (3) 請求書</p>	<p>(交付申請)</p> <p>第5条 補助金を申請する学校長は、次の書類を一宮市教育委員会を経て一宮市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助金等交付申請書 (2) 実績報告書 (3) 参加生徒旅費明細書 (4) 歳入歳出決算書</p> <p>(交付決定)</p> <p>第6条 一宮市長は、前条の規定により補助金交付申請書を受理したとき、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。</p> <p>(交付)</p> <p>第7条 一宮市長は、補助事業の実績が補助金の交付の目的に適合しているかを審査し、適合すると認めるときは補助金を支払うものとする。</p> <p>2 学校長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を一宮市教育委員会を経て一宮市長に提出しなければならない。</p>

第41号議案

一宮市立小中学校法律相談実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

一宮市立小中学校法律相談実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成25年6月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

相談業務の委託及び相談日時等を見直し、学校法律相談の充実を図るため、本案を提出します。

一宮市立小中学校法律相談実施要綱の一部を改正する要綱

一宮市立小中学校法律相談実施要綱の一部を次のように改正する。

第2条中「及び学校教育課が適当と認める弁護士（以下「弁護士」という。）」を追加する。

第5条2「1回の相談時間は、原則として1時間以内とする。」を削除する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

一宮市立小中学校法律相談実施要綱一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(相談業務の委託)</p> <p>第2条 一宮市(以下「市」という。)は、法律相談業務を実施するため、相談業務を市の顧問弁護士(以下「弁護士」という。)に委託するものとする。</p> <p>(相談日時等)</p> <p>第5条 相談日時は、原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる日は除く。</p> <p>2 1回の相談時間は、原則として1時間以内とする。</p>	<p>(相談業務の委託)</p> <p>第2条 一宮市(以下「市」という。)は、法律相談業務を実施するため、相談業務を市の顧問弁護士(以下「弁護士」という。)及び学校教育課が<u>適当と認める弁護士(以下「弁護士」という。)</u>に委託するものとする。</p> <p>(相談日時等)</p> <p>第5条 相談日時は、原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる日は除く。</p>

一宮市公民館運営審議会委員の解嘱並びに委嘱について

一宮市公民館運営審議会委員の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成25年6月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

役員改選のため、社会教育法第30条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市公民館運営審議会 解嘱該当者

(解嘱日 平成25年6月30日)

氏名	性別	生年月日	住所	備考
林 茂				一宮市児童育成連絡協議会長を退任されたため

2. 一宮市公民館運営審議会 委嘱該当者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任再任
土屋 寛				一宮市児童育成連絡協議会長に就任のため	新

3. 委嘱期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日

一宮市公民館設置及び管理に関する条例第3条の規定に基づく前任者の残任期間

第43号議案

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委
嘱について

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱につ
いて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成25年6月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期满了のため、一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会
設置要綱第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会文化施設等指定管理者にかかる実績評価委員会委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
なかの かず お 中 野 和 雄				一宮市教育長	再
つちもとのり お 土 本 典 生				一宮市博物館長	再
いとう てつ 伊 藤 哲				公認会計士	再
うつき やすし 宇都木 寧				弁護士	再
こんどう く み 近 藤 久 美				修文大学 短期大学部教授	再
すずき たもつ 鈴 木 保				施設利用者代表 (一宮市民会館)	再
ふわ ひろし 不 破 皓				施設利用者代表 (尾西市民会館)	再
あおき たか こ 青 木 高 子				施設利用者代表 (地域文化広場)	再
かとう かず こ 加 藤 和 子				施設利用者代表 (地域文化広場)	再
たか やま さとる 高 山 悟				施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	新
いとう すず こ 伊 藤 鈴 子				施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	新
たなか たもつ 田 中 多茂津				施設利用者代表 (一宮市スケート場)	新

2. 一宮市教育委員会スポーツ施設等指定管理者にかかる実績評価委員会委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
はっとり きょうじ 服 部 曉 治				一宮市 教育文化部長	再
おおた のぶ お 太 田 伸 生				一宮市 教育文化部次長	再
うす い たか よし 白 井 孝 嘉				公認会計士	再
たか ぎ みち ひさ 高 木 道 久				弁護士	再
きく ち ひで お 菊 池 秀 夫				中京大学 スポーツ科学部教授	再
まえ しま ひろ し 前 島 弘 嗣				施設利用者代表 (光明寺公園球技場)	再
ひらの のり え 平 野 紀 恵				施設利用者代表 (温水プール)	新
いわ た さち こ 岩 田 幸 子				施設利用者代表 (尾西スポーツセンター)	再
ま の いく こ 真 野 郁 子				施設利用者代表 (木曾川体育館)	再

3. 委嘱期間

平成25年7月1日～平成26年6月30日。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成25年6月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
 - (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
 - (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
 - (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
 - (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
 - (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
 - (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。
- (1) 営利を目的として行われる事業
 - (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
 - (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
 - (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
 - (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
 - (6) 市内全域を対象としない事業
 - (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
 - (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会講後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
13	一宮保護区保護司会 会長 伴 久光	第63回社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪や非行のない明るい社会をつくる啓発運動 ・啓発用うちわ・救急用絆創膏を配付しながら少年非行防止と更正保護援助をよびかける。 ・絆創膏を市内中学校に配付 ・電光掲示板にPR ・研修会 ・広報車による街頭広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・強調月間7月 ・研修会・後街頭広報7月4日(木) ・広報車による街頭広報7月11日(木) 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会 一宮スポーツ文化センター ・街頭広報本町通り、一宮駅構内および周辺 ・広報車による街頭広報市内一円 	無料	(3) (6)
14	愛知県学校視聴覚教育研究会 会長 長谷川厚一郎	平成25年度 第45回愛知県学校視聴覚教育研究大会	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「積極的に学ぶ子の育成～ICT機器を活用して～」 ・講師 堀田龍也氏 ・参加者 愛知県内の視聴覚教育に携わる小中学校の教職員 	平成25年 11月6日(水) 午後1時30分～ 午後4時10分	一宮市立大和東小学校	無料	(5) ア
15	一宮児童文化協会 会長 平松 哲夫	第63回児童文化の研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・童話の読み聞かせ ・民話の語り ・読み聞かせデモンストラーション ・科学研修「科学する心を育てる」 	平成25年 8月21日(水) 午後1時00分～ 午後4時30分	一宮市民会館	有料 1,000円	(6)
16	愛知県特別支援教育推進連盟 理事長 三輪 幸司	平成25年度障害児の自立と社会参加推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「働くことで社会とつながる～『働きたい』を応援する企業～」 ・講師 小出晶子氏 ・参加者 障害児の保護者、県・市町村教育委員会関係者等440名 	平成25年 9月27日(金) 午後1時00分～ 午後4時00分	名古屋文理大学文化フォーラム(稲沢市民会館中ホール)	無料	(6)
17	一宮商工会議所青年部 会長 野村 かずし	第2回 ジュニアエコノミースクール	<ul style="list-style-type: none"> ・5人ひと組で模擬会社を創設し、経営を通じて、事業目的を達成する。 	8月10日(土) 9月29日(日) 10月12日(土) 10月20日(日)	一宮商工会議所 一宮商工会議所 iビル3階ビュッテ 一宮商工会議所	無料	(3) (6)

一宮市教育委員会講後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
18	愛知県数学教育研究会小中学校部会 会長 北川 敬治	平成25年度愛知県数学教育研究大会	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「算数・数学的活動を通して確かな学力を育む算数・数学教育」 ・講師 神戸大学大学院人間発達環境学研究課 准教授 岡部恭幸氏 ・参加者 愛知県内教員 250名 	平成25年 11月8日(金) 午後1時00分～ 午後4時10分	尾西グリーン プラザ	無料	(5) ア
19	NPO法人愛知教育技術研究所 理事 荻野 珠美	夏休み子どもわくわく体験教室	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなと仲良くなる ・親守詩をつくろう ・タブレットで遊ぼう ・絵はがきをかこう 	平成25年 8月7日(水) 午後2時00分～ 午後4時00分	木曾川郵便局	有料 500円	(4) (6)
20	いちい信用金庫 理事長 高橋 明夫	第12回いちい金融スクール「夏休み親子で学ぶ金融教室」	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の小学生と保護者を対象にした金融教室 「見て学ぼう」 「触れて学ぼう」 「クイズ」 「おこづかい帳をつけてみよう」 「『株式会社桃の館』の桃の生産農場とお菓子の工場の見学」 	平成25年 7月24日(水) 午前9時30分～ 午後4時00分	いちい信用金庫本店 4階会議室及 び本店営業部	無料	(6)
21	人形劇団ぼてとん 代表 浅野 愛美	人形劇団ぼてとん 無料公演	記念公演 <ul style="list-style-type: none"> ・人形劇「平成版さるかに合戦」 ・参加者 200名 	平成25年 9月16日(月) 午前10時30分～ 午前11時30分	一宮駅前ビル (iビル) 2F 大会議室	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
15	いちのみや大学 事務局長 ひのきめえ 日野絹枝	明治・大正のころ まぼろしの尾西鉄 道	田中豊氏(元一宮市立北 方中学校校長)による講 演	7月13日(土)	イービル	有料 500円	(6)
16	社会福祉法人 一宮市社会福祉協 議会 会長 かわむらまきお 河村正夫	第25回みんなと一 緒に“福祉とボラン ティア活動展”	市内の福祉団体による活 動紹介およびボランティ ア活動への参加の呼び かけ	10月19日(土) ～ 10月20日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(3) (6)
17	尾張えみの会 会長 たかだあきこ 高田朝子	スマイルフォーラム	講演会「ベアテ・シロタ・ ゴードンさんを偲んで～ 憲法24条「男女平等」を 日本国憲法に起草～」 DVD上映と平岡真紀子 氏による講演	9月15日(日)	江南市民文化 会館	有料 500円	(6)
18	木曾川文化会館注 民ワークショップ きづかみそら 佐塚美空	第47回 きそがわふれあい コンサート	津軽三味線のコンサート	8月4日(日)	木曾川公民館	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
16	愛知県一宮総合運 動場 場長 <small>ながいしげと</small> 永井成人 主催 公益財団法人愛知 県教育・スポーツ振興 財団	家族の体験活動推進 事業「親子でテニス をしよう」	小学生とその家族を対象 にテニスを通して親子の コミュニケーションを図 り、家族の絆を深める。	9月1日(日)	愛知県一宮総 合運動場 庭 球場	無料	(4) (6)
17	西尾張体育協会 会長 <small>たに かずお</small> 谷 一夫	第45回愛知県スポ ーツ少年大会西尾張 支部大会軟式野球競 技	西尾張地区14市町村代表 チームによるトーナメン ト戦	8月24日(土) ～8月25日(日)	一宮市大野極 楽寺公園野球 場	1人300円	(3) (6)
18	愛知県ドッジボー ル協会 会長 <small>かとうつねみ</small> 加藤常文	第23回全日本ドッ ジボール選手権愛知 県大会	小学生3～6年生のチーム が予選リーグを行い、その 上位チームが決勝トーナ メントを行なう。優勝チ ームは8月に開催される全 国大会の出場権を獲得す る。	7月27日(土)	一宮市総合体 育館	1チーム 8,000円	(4) (6)